令和８年（フ）第１４４号
横浜市神奈川区青木町２番地１　シーアイマンション神奈川307号、申立時の住所横浜市神奈川区幸ケ谷16番地３　幸ケ谷ハイツ102号
破産者　中村　友哉
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９８号
横浜市港南区大久保１丁目11番３号　ケーアールハイツ上大岡102
破産者　梅川　洋介
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９６７号
神奈川県高座郡寒川町小谷１丁目５番７－３号
破産者　石川美登里（旧姓小山）
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１４９号
富山市布目1555番地９
破産者　川邉　良司
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１５０号
富山市布目1555番地９
破産者　川邉　徳子
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１５５号
富山県高岡市下黒田740番地６
破産者　野上友吉商店こと　野上　正之
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２６号
山梨県北杜市武川町牧原1160番地　県営牧原団地１　104
破産者　宮澤　正一（保佐人　三枝重人）
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５６号
山梨県韮崎市本町１丁目13番20－４号
破産者　坂本オースティン
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４号
静岡県富士宮市外神548番地の１
破産者　清　　貴久
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第３１号
静岡県富士市横割１丁目19番19号　コーポ田中Ｃ－202号
破産者　安田　　力
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第２００１号
福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央334番地クラウン101、開始決定時の住所名古屋市名東区名東本通５丁目12番地の１　ミネマンション201号
破産者　板倉　良太
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２６９３号
名古屋市中区上前津１丁目９番２号　ラフレシール　ドゥ503号
破産者　山下　浩史
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３０１７号
名古屋市東区筒井２丁目10番６号　ハウス108車道105号、従前の住所愛知県瀬戸市本郷町217番地
破産者　西山　　研
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４１号
名古屋市中区大須１丁目２番３号　ＧＳ　ＴＥＲＲＡＣＥ602号　、従前の住所名古屋市千種区月ケ丘３丁目５番８号　不二マンションＢ－201号
破産者　割烹むら瀬こと　村瀬　弘一
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８７号
愛知県小牧市曙町48番地１　ハイツ北斗202号
破産者　島岡　　輝
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１００８号
名古屋市中村区亀島１丁目８番32号　ＧＫヴォーグコート503号
破産者　磯部　淳一
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１５５号
名古屋市港区大西２丁目79番地　ヒカルサ大西Ⅱ　105号、従前の住所名古屋市西区平中町５番地　グレーススクエアＫ501号
破産者　安藤　篤史
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１７８号
名古屋市中区栄１丁目29番９号　ユーステージ栄５Ａ号
破産者　加美山拓朗
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部